

境港市高齢者等運転免許自主返納支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者等で自動車の運転に不安のある者（以下「高齢者等」という。）の交通事故を減少させるため、運転免許を自主返納した高齢者等に対する支援事業（境港市高齢者等運転免許自主返納支援事業。以下「支援事業」という。）について定め、運用することにより、安全・安心の交通社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条に規定する運転免許で、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 本人の申請により、受けている運転免許の全部が取り消されることをいう。

(支援の対象者)

第3条 支援事業の対象者は、境港市の住民基本台帳に記録している高齢者等のうち、運転免許を自主返納した者とする。

(支援の内容)

第4条 支援の内容は、次の各号のいずれかを1回のみ交付するものとする。

- (1) 境港市民バス回数乗車券（以下「回数券」という。）11枚綴り11冊
- (2) 協同組合米子ハイヤーセンターが発行する共通乗車券（以下「タクシーチケット」という。）500円券24枚

(支援の申請)

第5条 前条に規定する支援を受けようとする者は、高齢者等運転免許自主返納支援事業申請書（様式第1号）に、公安委員会が発行する「申請による運転免許の取消通知書」の写し又は「運転経歴証明書」の写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、「申請による運転免許の取消通知書」に記載された取消日又は「運転経歴証明書」に記載された交付日から60日以内（当該期日の最終日が閉庁日の場合は、翌開庁日まで）に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、申請できる期間を延長することができる。

(支援の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、支援の可否を決定し、高齢者等運転免許自主返納支援事業申請に係る決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(支援の実施)

第7条 市長は、前条の規定による支援の決定を受けた者(以下「被支援者」という。)に対し、回数券又はタクシーチケットを決定通知書と併せ郵送又は窓口交付をするものとする。ただし、被支援者以外の者が申請書を持参した場合は、被支援者に郵送するものとする。

(再交付の禁止)

第8条 被支援者は、前条により交付を受けた回数券又はタクシーチケットについて、再交付の申請をすることはできない。

(支援の取消し)

第9条 市長は、被支援者が虚偽その他不正な手段により支援を受けた場合は、支援の全部又は一部を取消することができる。

(取消し内容)

第10条 市長は、前条の規定による支援の取消しを行ったときは、当該取消しに係る者に対し、未使用回数券又はタクシーチケットの返還若しくは使用された回数券又はタクシーチケットがある場合にあつては、当該回数券又はタクシーチケットの額面相当額の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成23年4月1日から施行し、平成23年1月1日の運転免許の取り消しから適用する。

(経過措置)

2 平成23年1月1日から平成23年3月31日までの間に運転免許の取消しを受けた者の申請期間は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成23年5月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成29年4月1日から施行し、平成29年1月1日の運転免許の取り消しから適用する。

(経過措置)

- 2 平成29年1月1日から平成29年3月31日までの間に運転免許の取消しを受けた者の申請期間は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成29年5月31日までとする。

附 則

この要綱は平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年9月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

高齢者等運転免許自主返納支援事業申請書

年 月 日

境港市長 様

次のとおり交付を申請します。

運転免許自主返納者	住 所	境港市
	氏 名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
	電話番号	— —

【交付を希望する乗車券（いずれかに○）】

- 1 境港市民バス回数乗車券
- 2 協同組合米子ハイヤーセンター共通乗車券

※添付書類

- 1 申請による運転免許の取消通知書の写し又は運転経歴書の写し

様式第2号（第6条関係）

自主返納第 号
年 月 日

様

境港市長

高齢者等運転免許自主返納支援事業申請に係る決定通知書

高齢者等運転免許自主返納支援事業申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支援の内容

境港市民バス回数乗車券11枚綴り11冊

協同組合米子ハイヤーセンター共通乗車券500円券24枚

2 下記理由により支援対象になりません。
